

青少年だより

令和3年3月発行
掛川市教育委員会
教育政策課内

青少年補導センター活動状況

掛川市補導センターでは本年度も、青少年の非行防止や健全育成を目的に、声掛け活動を中心とした次の各補導活動を実施してきました。

センター補導：センター職員と専任補導員（昨年度より2人減の23人）により、年間定期的に平日の夜間と日曜日の昼間に、公園、カラオケ店、ゲームセンター店等において、青少年への声掛け等を実施。

納涼祭補導・祭典補導：中止。

地域補導：地域補導員（33地区33人、昨年度より9人減）による補導。8月～10月の月1回、中学校区ごとに実施。

3高校合同補導：掛川区域3高校教員による補導。9月～11月、月2回金曜日に実施（荒天のため中止2回）。

県内一斉補導・立入調査：夏と冬の2回、県内一斉に実施。夏は立入調査（条例に沿った適正な運営が行われているか）を中心に、冬は補導を中心に実施。

活動状況：下の表は、令和2年4月から令和3年2月までの補導活動の状況です。

No.	活動別		活動期間	回数	補導員数 (延べ)	声掛け人数					補導人数				
						小	中	高	他	計	小	中	高	他	計
1	センター補導		4月～3月	25	63	41	17	73	14	145					0
2	地域補導		8月～10月	33	90	29	4	14	6	53					0
3	3高校合同補導		9月～11月	4	13			30		30					0
4	納涼祭補導		中止												
5	祭典補導		中止												
6	県内一斉 補導・立 入調査	夏季	7月	1	6					0					0
		冬季	12月	2	4	2			3	5					0
合計				65	176	72	21	117	23	233	0	0	0	0	0

本年度は、新型コロナウイルスへの対応で納涼祭、祭典等が中止になるなど、補導機会も少なくなりました。年度当初の4月頃は学校が休業ということで、昼間に巡回をしましたが、青少年の姿はほとんどありませんでした。その後の巡回でも青少年を見かけることは例年以上に少なく、駅周辺や公園等でたむろする青少年を見かけることはありませんでした。また、本年度もいわゆる非行行為を目にしたという報告はありませんでした。

青少年を取り巻く社会環境の実態調査

青少年を取り巻く社会環境が変化中、店舗等の実態を把握することを目的に毎年行っています。本年度調査した対象店舗数は下の表の通りです。ご協力ありがとうございました。

No.	対象店舗等	店舗数	No.	対象店舗等	店舗数
1	書店（古書等買取店を含む）	9	7	インターネットカフェ	2
2	コンビニエンスストア	49	8	質屋・リサイクルショップ	8
3	がん具店	3	9	ボウリング場	1
4	カラオケボックス	7	10	図書類・がん具類等自動販売機	0
5	ゲームセンター（コーナー含む）	6	11	携帯電話販売店	11
6	DVD・ビデオ取扱店	3	合計		99

対象店舗数は昨年度と比べて、書店が1減、2増、ゲームコーナーが2減、1増、質屋・リサイクルショップが2減、1増で、全体として昨年度の100店舗から99店舗と1減となりました。

新型コロナウイルスの影響と思われますが、営業時間を短縮している店舗が数多く見られました。また、コンビニエンスストアのうち、ほんのわずかではありますが、24時間営業ではない店舗ができました。

あおり運転は自転車にも適用

あおり運転などの危険運転の厳罰化を定めた「改正道路交通法」が令和2年6月30日に施行されました。今回の施行では、自動車やオートバイだけでなく、自転車の妨害運転も新たに規定されました。ここで自転車の危険運転を確認してみます。

これまでの道交法では、1. 信号無視、2. 指定場所の一時不停止、3. 遮断踏切への侵入、4. 通行禁止違反、5. 歩道における車両義務違反（徐行違反）、6. 歩道通行時の通行方法違反、7. 通行区分違反、8. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害、9. 交差点安全進行義務違反等、10. 交差点優先者妨害等、11. 環状交差点安全進行義務違反、12. 制御装置（ブレーキ）不良自転車運転、13. 安全運転義務違反、14. 酒酔い運転、以上の14項目が危険運転とされてきました。



これに今回、15. 妨害運転（あおり運転）が加わりました。妨害運転に該当するのは、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要な急ブレーキ、ベルを執拗に鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反です。

自転車は便利な乗り物で、運転免許も必要ありませんが、自動車と同じように他者を傷つけてしまう恐れがあります。改めて自転車の交通ルールの大切さを確認しましょう。

相談を受け付けています。 一人で悩まないで相談しましょう！
青少年補導センター（市教育委員会内） **電話：0537-21-1189**
 相談時間：（火～金） 9:00～12:00 13:00～16:00